

京都市告示第 6 3 7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 5 年 2 月 8 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

株式会社さぼと（代表取締役 水口 千宝）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市上京区西堀川通下立売上る四町目 5 5 - 5 1 番地堀川下立売団地

3 事業所の名称

多機能型事業所「さぼと」（就労継続支援 A 型、B 型）

4 事業所の所在地

京都市上京区西堀川通下立売上る四町目 5 5 - 5 1 番地 堀川下立売団地 1 0 9 号室

5 指定する事業の種類

就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

6 指定年月日

令和 5 年 2 月 1 日

7 事業所番号

2 6 1 0 2 8 1 5 8 2

（保健福祉局障害保健福祉推進室）